

十 情 審 答 申 第 10 号

令 和 7 年 12 月 26 日

十和田市長 櫻 田 百合子 様

十和田市情報公開・個人情報保護審査会

会長 村 田 典 子



十和田市情報公開条例第21条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年11月20日付け十市政第374号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

令和6年第2回定例会で企画財政部長が発言した「十和田市において休止している4件の風力発電事業」に関し、以下の情報が確認できる公文書の開示請求に係る公文書非開示決定処分に対する審査請求についての諮問

- (1) 事業者名（会社名、親会社名）
- (2) 規模（基数、発電量）
- (3) 場所
- (4) 計画（環境影響評価提出日、着工予定日、竣工予定日）

答 申

第1 審査会の結論

十和田市長が行った非開示決定処分のうち、(1)から(4)までに掲げる公文書を非開示としたことは妥当であるが、(5)から(7)までに掲げる公文書は開示すべきである。

- (1) 風力発電事業記録簿No. 1 (令和6年6月6日時点作成)
- (2) 風力発電事業記録簿No. 5 (令和6年6月6日時点作成)
- (3) 風力発電事業相談資料
- (4) 計画段階環境配慮書手続きについて
- (5) 風力発電事業記録簿No. 3 (令和6年6月6日時点作成)
- (6) 風力発電事業記録簿No. 4 (令和6年6月6日時点作成)
- (7) 開発状況についての報告

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、令和6年7月5日、実施機関に対し、十和田市情報公開条例（平成17年十和田市条例第11号。以下「条例」という。）第7条の規定により、令和6年第2回定例会で企画財政部長が発言した「十和田市において休止している4件の風力発電事業」に関し、以下の情報が確認できる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 事業者名（会社名、親会社名）
- (2) 規模（基数、発電量）
- (3) 場所
- (4) 計画（環境影響評価提出日、着工予定日、竣工予定日）

2 本件決定

十和田市長（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求において令和6年8月1日に非開示決定処分（以下「本件決定」という。）を行い、同日に次のとおり理由を付して、審査請求人に通知した。

- (1) 条例第8条第3号に該当し、公にすることにより当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。
- (2) (1)の理由により非開示部分を除くと、開示する箇所が様式のみとなり、有意な情報がなくなるため。

3 審査請求

審査請求人は、令和6年11月1日、本件決定となったことを不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求書の補正

実施機関は、本件審査請求に関して不備があることから、令和6年11月13日に審査請求人に次に掲げる内容について補正を求めた。

- (1) 審査請求に係る処分があったことを知った年月日について、令和6年8月1日から令和6年8月5日以降に補正すること。
- (2) 審査請求の理由における風力発電計画の件数について、5件から4件に補正すること。

審査請求人は、当該補正命令を受け、令和6年11月18日に実施機関に対し、内容を補正した審査請求書を提出した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 無期限中断状態は廃止ではなく、いつでも再開可能な状態であるため、公文書を開示すべきである。
- (2) 当該風力発電事業には倒壊や落下、土砂崩れ等により被害が生じるおそれがあり、情報公開条例第8条第3号アからウまでのすべてに該当するため、公文書を開示すべきである。
- (3) 情報が公開されない場合、風力発電事業計画が秘密裏に行われるおそれがあるため、公文書を開示すべきである。
- (4) 現時点の法令は事業者優遇であり、住民の周知前に工事着工の恐れがあるため、公文書を開示すべきである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件決定をするにあたり、事業の存在が公表されていないA及びBの2事業者に条例第16条の規定に基づき、第三者照会を行ったところ、以下の理由により非開示を希望するとの意見であった。
 - ① A事業者：無期限中断状態で公にしていない事業であり、公にすると事業検討を進めていると誤認させ、混乱を招く可能性がある。
 - ② B事業者：大きな反対運動が起きた地域での計画で、中止した事業であり、開示すると計画を継続しているとの誤った認識の拡散や開発戦略の流出が懸念される。
- (2) 本件開示請求時点において、C及びDの2事業者は事業概要が既に公表されていることから、第三者照会を行わず、以下の理由により非開示とすべきと判断した。
 - ① 当該2事業者の事業は、概要は既に公開されているが、事業が休止している

という情報自体は非公表である。

- ② 事業が休止しているという情報が公表された場合、第三者の土地の先行取得により、事業実施が困難になることが想定される。
 - ③ 事業者は風力発電事業実施に向け、検討に必要な各種調査を実施しており、公文書開示によって事業の実施が阻害された場合、事業者が費用を投じて実施した調査の利益が失われ、当該事業者の競争上の地位が損なわれることが想定される。
- (3) 本件審査請求にあたり、審査会よりC及びDの2事業者の事業に係る公文書を本件決定とした具体的な理由を求められた際に、本件決定において条例第16条の規定に基づく第三者照会を行っていなかったことから、C及びDの2事業者に意見照会を行った。どちらも以下の理由により非開示を希望する旨の意見であった。
- ① 本計画に関する事業用地や工事用地等の候補地が公になった場合、土地所有者や地域の利害関係者が想定できるため、第三者による抗議活動や妨害行為等が懸念され、土地所有者等の権利利益を害するおそれがある。
 - ② 事業用地や工事用地等の確保が未了であるため、第三者による先行取得等が懸念され、弊社の競争上の地位等が損なわれるおそれがある。
- (4) (1)から(3)までを踏まえると、非開示とした公文書は、条例第8条第3号に該当する情報が含まれており、公開すると、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる可能性がある。
- (5) 休止中の発電事業に関する情報であるため、審査請求人が懸念する事項が実現する蓋然性は低く、条例第8条第3号アからウまでの規定を適用すべき事情はない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、公文書の開示に関し必要な事項を定め、もって市政に関し市民に説明する市の責務を全うされるようにすることにより、市政への市民参加の促進と公正で開かれた市政の発展に資することを目的として制定されたものであり、その解釈及び運用に当たっては、その第4条に明記されているように、公文書の開示を請求する市民の権利を十分に尊重するものとするとしている。

よって、当審査会は、市政に関し市民に説明する市の責務を全うされるようにすることにより、市政への市民参加の促進と公正で開かれた市政の発展に資するという目的に照らし、実施機関の本件決定が妥当か否かについて判断するものである。

2 争点

- (1) 審査請求人は第3の(1)から(4)までの理由により開示すべきと主張する。

(2) これに対し、実施機関は、非開示とした文書は、条例第8条第3号に該当する情報であること、また、同号アからウまでの規定を適用すべき理由はないと主張する。

(3) したがって、本件における争点は、本件決定において審査請求人の主張である第3の(1)から(4)までの理由が条例の開示すべき規定に該当するか否か、また、実施機関が非開示とした理由が適法であるか否かである。

3 本件決定の適法性についての検討

(1) 当審査会における検討の方向性

当審査会の検討にあたっては、実施機関の特定した公文書に記載されている情報が、

① 条例第8条第3号本文に規定する、原則非開示となる法人の情報に該当するか。

② 条例第8条第3号アの規定により、なお開示すべき情報に該当するか。

③ 条例第8条第3号イの規定により、なお開示すべき情報に該当するか。

④ 条例第8条第3号ウの規定により、なお開示すべき情報に該当するか。

に加え、

⑤ 条例第9条第1項の規定により、公文書の一部を開示すべきか。

⑥ 条例第10条の規定により、公益上の理由による裁量的開示をすべきか。

について、順に検討を加えた上で、本件決定が妥当か否かを判断する。

また、第4の実施機関の主張を踏まえると、A及びBの2事業者とC及びDの2事業者は事業の公表状況が異なるため、それぞれを分けて検討することとした。

(2) A及びBの2事業者の事業に関する公文書についての検討

① 条例第8条第3号本文の該当性

実施機関は、当該2事業者の事業は存在が公表されていないと主張する。当審査会において、事実確認として提出資料、事業者のホームページ等を確認したが、当該2事業者の事業についての情報は全く公表されていないことが確認された。

仮に、未公表である事業の計画を公表した場合、技術仕様、立地、コスト構造、投資スキーム、許認可方針等を競合事業者が模倣、妨害、先行出願等を行うおそれがある。また、周辺住民からのイメージの低下等、事業者へ運営上の不利益が生じるおそれがある。

当審査会において当該2事業者の事業に関する公文書をインカメラ審理したところ、当該公文書には、事業者名、規模、実施予定位置等が記録されていることが確認でき、上記のおそれが生じる蓋然性が認められた。

よって、当該2事業者の事業に関する公文書は、条例第8条第3号本文の該当性が認められる。

② 条例第8条第3号アの該当性

条例第8条第3号アの規定は、法人に関する情報であっても、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」である場合には、これを開示すべきことを定めている。

審査請求人は、無期限中断状態は廃止ではなく、当該風力発電事業はいつでも再開可能な状態であるため、風力発電事業には倒壊や落下、土砂崩れ等により被害が生じるおそれがあり、情報公開条例第8条第3号アに該当するため、公文書を開示すべきであると主張する。

しかしながら、実施機関の第三者照会の回答によると、当該2事業者の事業は計画を公表する前に撤退した、又は無期限中断となっており、当該回答から判断すると、事業者側は開示請求時点において再開を希望していないため、事業計画が進行する蓋然性は低い。また、①で検討したように、当該2事業者の事業は本件開示請求時点で未着手であり、具体的に人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示が必要である状況は認められない。

また、審査請求人は情報が公開されない場合、風力発電事業計画が秘密裏に行われるおそれがあるため、現時点の法令は事業者優遇であり、住民の周知前に工事着工の恐れがあるため、公文書を開示すべきであると主張する。

しかしながら、事業を再開する際には、法令等に従った手続が行われることとされており、住民への周知前に工事が着工される恐れがあるとはいえない。

よって、条例第8条第3号アの規定により、なお開示すべき情報に該当するとはいえない。

③ 条例第8条第3号イの該当性

条例第8条第3号イの規定は、法人に関する情報であっても、「違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」である場合には、これを開示すべきことを定めている。

審査請求人から、違法性や不当性について具体的な主張や資料の提出はなされていないところ、一般論として、風力発電事業は、それ自体が違法又は不当な事業活動とはいえず、当該2事業者の事業活動についても、当審査会としては、違法又は不当なものとはいえないと考える。

よって、条例第8条第3号イに該当するとはいえない。

④ 条例第8条第3号ウの該当性

条例第8条第3号ウの規定は、法人に関する情報であっても、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」である場合には、

これを開示すべきことを定めている。

審査請求人は、無期限中断状態は廃止ではなく、当該風力発電事業はいつでも再開可能な状態であるため、風力発電事業には倒壊や落下、土砂崩れ等により被害が生じるおそれがあり、情報公開条例第8条第3号ウに該当するため、公文書を開示すべきであると主張する。

しかしながら、実施機関の第三者照会の回答によると、当該2事業者の事業は計画を公表する前に撤退した、又は無期限中断となっており、当該回答から判断すると、事業者側は開示請求時点において再開を希望していないため、事業計画が進行する蓋然性は低い。また、①で検討したように、当該2事業者の事業は本件開示請求時点で未着手であり、具体的に消費生活その他市民の生活を保護するために開示が必要である状況は認められない。

また、審査請求人は情報が公開されない場合、風力発電事業計画が秘密裏に行われるおそれがあるため、現時点の法令は事業者優遇であり、住民の周知前に工事着工の恐れがあるため、公文書を開示すべきであると主張する。

しかしながら、事業を再開する際には、法令等に従った手続が行われることとされており、住民への周知前に工事が着工される恐れがあるとはいえない。

よって、条例第8条第3号ウの規定により、なお開示すべき情報に該当するとはいえない。

⑤ 条例第9条第1項の該当性

条例第9条第1項の規定は、「開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められる」場合には、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示すべきことを定めている。

①から④までの検討を踏まえ、非開示部分を除くと、残余部分は文書様式の体裁のみが残るにすぎず、独立した情報的価値を有しない。このため、部分開示を行っても、実質的な情報の開示効果はなく、開示による公益上の意義も認められない。

よって、条例第9条第1項の規定により、公文書の一部を開示すべきとはいえない。

⑥ 条例第10条の該当性

条例第10条の規定は、「開示請求に係る公文書に非開示情報（条例第8条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認める」場合には、当該公文書を開示すべきことを定めているが、審査請求人が主張するいずれの理由についても、公益上特に開示すべき必要性があるとはいえない。

よって、条例第10条の規定により、公益上の理由による裁量的開示をすべきとはいえない。

(3) C及びDの2事業者の事業に関する公文書について

① 条例第8条第3号本文の該当性

実施機関は、当該2事業者の事業は事業概要が既に公表されているが、事業が休止しているという情報自体については非公表であると主張する。当審査会において、事実確認として提出資料、事業者のホームページ等を確認したが、当該2事業について事業者名、規模、実施予定位置等の情報は公表されているものの、事業が休止しているという情報は確認できなかった。

当該2事業者の事業において、事業計画の一部でも公表してしまうと、事業者のホームページ等の情報と突合することにより、事業が特定できてしまうため、事業計画と休止している情報については一体的に判断する必要がある。

よって、当該2事業者の事業については、休止している情報を公表することにより、条例第8条第3号本文に規定する情報に該当するかについて検討した。

当該2事業者は、事業情報に関する公文書が公表されると、抗議活動、妨害行為及び土地の先行取得が行われる可能性があるとして、実施機関が実施した意見照会において主張している。

しかしながら、当該2事業者のホームページ等でおおよその立地等を公表していること、事業対象地の近隣住民への説明会が行われていることを考慮すると、当該2事業者が主張するような事業活動を阻止する活動は、当該2事業に関する公文書を開示するしないにかかわらず、何らかの形で行われる可能性があると考えられることから、当該2事業に関する公文書を公開することにより、当該2事業者の正当な利益を害する蓋然性があるとはいえない。

また、当該2事業者の事業に関する公文書をインカメラ審理したところ、既に公表されている情報が記載されているにとどまり、実施機関の主張するようなおそれが生じる蓋然性はなく、条例第8条第3号本文の該当性は認められない。

よって、公文書のすべてを開示すべきである。

4 審査請求人及び実施機関のその余の主張について

審査請求人及び実施機関のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上により、第1の記載のとおり、判断する。

なお、次のとおり付言する。

- (1) 近年、風力発電事業への住民の関心は高まっており、市議会の場合等に限らず、条例第23条の規定に基づき、情報公開の趣旨を踏まえ、市が積極的に情報提供・

情報発信をすべきである。

- (2) 委員からは、審査請求人の主張するように、風力発電事業には倒壊等の危険性があることは否定できないため、実施機関が保有する風力発電事業に関する公文書については全て公開すべきとの意見もあった。審査会としては条例に基づき、未公表の事業計画については非開示が妥当であると判断したものの、市の中立性を確保したうえで、住民と事業者の理解促進のため、十和田市風力発電施設建設ガイドライン（平成17年1月1日施行）を改正し、事業の計画段階から事業者に公表を求めることは可能であるため、今後の風力発電事業に関する情報の取扱について、十分検討すること。

第6 審査会の処理経過

年月日	審査の経過
令和6年11月20日	実施機関から、諮問書の受理
令和6年11月27日	実施機関に対して、公文書非開示決定処分に係る理由説明書の提出依頼
令和6年12月11日	実施機関から、公文書非開示決定処分に係る理由説明書の受理
令和6年12月23日	審査請求人に対して、意見書等の提出依頼
令和7年1月14日	審査請求人から、公文書非開示決定処分に係る理由説明書に対する意見書及び口頭意見陳述の申出を受理
令和7年2月19日	審議（令和6年度第3回審査会） 審査請求人の口頭意見陳述を実施
令和7年3月7日	審査請求人から、補充意見書の受理
令和7年3月26日	審議（令和6年度第4回審査会）
令和7年3月28日	実施機関に対して、補充理由説明書の提出依頼
令和7年4月25日	実施機関から、補充理由説明書の受理
令和7年7月1日	審議（令和7年度第1回審査会）
令和7年11月6日	審議（令和7年度第2回審査会）
令和7年12月24日	審議（令和7年度第3回審査会）

（参考）

十和田市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役職名等	備 考
荒木 亜由美	商工会議所事務局長	
芋田 一志	司法書士	会長職務代理者
鎌田 亮	大学教授	

奈良 信一	行政書士	
村田 典子	弁護士	会長